(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月13日

大阪市長 様

提出者

住所 大阪市北区西天満 1-2-5

氏名 大林道路株式会社 大阪支店

専務執行役員支店長 小原信也 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6360-7110

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大林道路株式会社 大阪支店			
事業場の所在地 大阪市北区西天満1-2-5				
計画期間	令和 6年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月31日			
当該事業場において現に行	っている事業に関する事項			
①事業の種類	06 総合工事業			
②事業の規模	元請完成工事高 7,487,986千円 規 模			
③従 業 員 数	177名			
④産業廃棄物の一連 の処理の工程	道路建設工事 ・がれき類 (アスファルト・コンクリート塊) →自社及び再生処理業者に委託し、再生砕石・再生路盤 材等として再資源化 ・建設混合廃棄物 →中間処理業者に委託し、選別破砕後再資源化 (再生利用できない物は、最終処分場に埋立)			

(日本工業規格 A列4番)

産業	産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項				
	(管理体制図)				
	別紙のとおり				
李恭	 - 	<u> </u>	_		
生 未	É廃棄物の排出の抑制に 「		<u>\ </u>		
		【前年度(令和5年	三度)実績】 ————————————————————————————————————		
		産業廃棄物の種類	汚泥	木くず	
		排出量	5	t 17 t	
		(これまでに実施	 した取組)		
	①現状	設計・計画以上の産	産業廃棄物の発生を極力 抗	印制する。	
				1 2 10	
		産業廃棄物の種類	汚泥	木くず	
		排出量		t 10 t	
		(今後実施する予	定の取組)		
	②計画	現状維持			
李翌	 - 				
座末	É廃棄物の分別に関する 「		業廃棄物の種類及び分別	Dヶ間子ス 版如)	
	①現状	がれき類(コンクリート塊、アスファルト塊)、木くずは分別するとともに、他の廃棄物に混入しないよう確実に分別を実施。			
		/ 人 炒 八 田(ト ラ マ	- ウェナルトない のほだり		
		■ (今後分別する予) 現状維持	定の産業廃棄物の種類及	び分別に関する取組)	
	②計画	光小水上1寸			
	О ні Е				

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

その他がれき類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設系混合廃棄物(管理型)
1491 t	1844 t	887 t	12 t

②計画

そ	この他がれき類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設系混合廃棄物(管理型)
	1000 t	1500 t	500 t	10 t

自己	っ行う産業廃棄物の再生	E利用に関する事項		
		【前年度(令和5年月	度) 実績】	
		産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	①現状	(これまでに実施し 特に実施なし	た取組)	
		付に大心なし		
		【目標】	T	T
		産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
		自ら再生利用を行う 産業廃乗物の量	0 t	0 t
	②計画	(今後実施する予定	の取組)	
		現状維持		
自身	っ行う産業廃棄物の中間	別処理に関する事項		
		【前年度(令和5年月	度)実績 】 	T
		産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	①現状	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	t	t
		(これまでに実施し 特に実施なし	た取組)	
		特に夫肔なし		
		【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
		自ら熱回収を行った 産業廃乗物の量	t	t
	②計画	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量 (今後実施する予定	t	t
		現状維持		

(第3面-2)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

その他がれき類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設系混合廃棄物(管理型)
1392 t	1419 t	887 t	0 t

②計画

その他がれき類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設系混合廃棄物(管理型)
900 t	1200 t	500 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

その他がれき類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設系混合廃棄物(管理型)
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

その他がれき類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設系混合廃棄物(管理型)
t	t	t	t
t	t	t	t

自ら	自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
		【前年度(令和5年度	三) 実績】		
		産業廃棄物の種類	汚泥	木くず	
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t	
	①現状	(これまでに実施し7 特に実施なし	た取組)		
		【目標】	Ī <u> </u>	I	
		産業廃棄物の種類	汚泥	木くず	
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t	
	②計画	(今後実施する予定の	の取組)		
		実施予定なし			
産業	美廃棄物の処理の委託!	に関する事項			
		【前年度(令和5年度	三) 実績】		
		産業廃棄物の種類	汚泥	木くず	
		全処理委託量	5 t	17 t	
		優良認定処理業者 への処理委託量	t	t	
		再生利用業者への 処理 委託 量	5 t	17 t	
	①現状	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	
		認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t	
		(これまでに実施し7 可能な限り再生利用業 低減をはかる。	た取組) 者への処理委託を行い、	最終処分量の	

(第4面-2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

その他がれき類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設系混合廃棄物(管理型)
t	t	t	t

②計画

その他がれき類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設系混合廃棄物(管理型)
t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

その他がれき類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設系混合廃棄物(管理型)
100 t	425 t	0 t	12 t
t	t	t	t
100 t	425 t	0 t	12 t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第5面-1)

(第5面-1)				
	【目標】	【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず	
	全処理委託量	0 t	10 t	
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t	
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	10 t	
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t	
	(今後実施する予定 現状維持	の取組)		
※事務処理欄				

(第5面-2)

②計画

その他がれき類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設系混合廃棄物(管理型)
100 t	300 t	0 t	10 t
t	t	t	t
100 t	300 t	0 t	10 t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成 工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規 模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまで の一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物処理に関する管理体制

	地方安全衛生統括責任者	建設副産物責任者	
		○方針の制定	
	地方安全衛生委員会	○方針等の協議	
	支店安全·品質環境部長	建設副産物管理責任者	
		○方針の周知	
		○各部・課の指導	
	支店安全·品質環境部	○実施状況の確認・指導	
	工事部	〇職員・協力会社の教育・指導・支援・育成	
役割	営業所所長	建設副産物管理者	
		○事務所方針の決定・周知	
		〇再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び産業廃棄物処理	
		計画書の作成	
		〇処理業者を選定し委託契約書の作成	
		〇関係各部署との事前協議等の手続き	
		〇産業廃棄物管理票の交付及び管理	
		○建設副産物処理に関し、協力会社の監督・指導	
		〇廃棄物の処理状況の確認	
		〇産業廃棄物処理実績の記録及び工事部への報告	

廃棄物管理組織図

